

第16回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和7年2月18日

閉 会 中

場所 議会運営委員会室

第 16 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和7年2月18日(火曜日)

午前9時58分開議

午前10時32分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 会派の変動に伴う諸手続について
- 2 知事提出議案(第1号～第91号)について
- 3 開会日(2月19日)の議事次第及び質問予定者について
- 4 常任委員の選任について
- 5 議会運営委員の選任について
- 6 特別委員会について
- 7 有明海自動車航送船組合議会議員について
- 8 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 10 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 11 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定について
- 12 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について
- 13 その他

出席委員(12人)

委員長 内 野 幸 喜
副委員長 緒 方 勇 二
委員 前 川 收
委員 藤 川 隆 夫
委員 城 下 広 作
委員 松 田 三 郎
委員 吉 永 和 世
委員 池 田 和 貴

委員 溝 口 幸 治

委員 坂 田 孝 志

委員 西 聖 一

委員 湧 上 陽 一

欠席委員(なし)

議長 山 口 裕

委員外議員(1人)

副議長 高 木 健 次

執行部出席者

総務部長 小金丸 健

総務部政策審議監 坂 野 定 則

財政課長 元 田 啓 介

審議員兼財政課課長補佐 塚 本 健

審議員兼財政課課長補佐 林 田 昭 広

事務局職員出席者

議会事務局長 波 村 多 門

議事課長 富 田 博 英

政務調査課長 板 橋 徳 明

審議員兼総務課課長補佐 濱 田 浩 史

議事課課長補佐 岡 部 康 夫

政務調査課課長補佐 小 崎 博 文

総務課課長補佐 岩 下 洋 之

議事課主幹 荒 木 洋

議事課主幹 須 田 恵美子

議事課主幹 太 田 弘 巳

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 ただいまから第16回議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議題1、会派の変動に伴う諸手続についてでございます。

まず、(1)会派所属議員の変更についてでございますが、御存じのとおり、末松議員が宇城市長選挙に立候補され議員を退職されましたので、資料1のとおり、自由民主党熊本県議会議員団から、会派所属議員異動届が提

出されました。

この結果、現在の会派等の構成は、自由民主党熊本県議会議員団35人、立憲民主連合4人、公明党県議団3人、新社会党1人、参政党1人、熊本維新の会1人、無所属3人となり、議員定数49人のうち、現員48人、欠員1人となりますことを御報告いたします。

次に、(2)委員会等の会派割り振りについてでございます。

まず、資料2を御覧ください。

議会運営委員会の会派割り振りについて、会派所属議員の異動に伴い案分し直した結果、現行の割り振りと変更ありません。

また、資料はつけておりませんが、議会運営委員会理事会の構成につきましても変更はございません。

次に、資料3及び資料4を御覧ください。

有明海自動車航送船組合議会議員及び熊本県都市計画審議会委員の会派別割り振りにしても、先ほどと同様に案分し直した結果、現行の割り振りと変更ありません。

また、常任及び特別委員会の委員構成についても、年度途中でございますので、現行のままにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、現在、総務常任委員長の職が欠けた状態となっておりますので、開会日の本会議終了後に、委員長互選のための委員会が開催される予定となっております。

次に、(4)一般質問の割当てについてお諮りいたします。

資料5を御覧ください。

変更箇所を網かけして太字で表示しております。

一般質問の割当てについては、資料5のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、(5)議席の一部変更についてお諮りいたします。

資料6を御覧ください。

会派の変動に伴う新しい議席については、理事会申合せの議席の決め方等に基づき、資料6のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、明日は、開会当初から変更案の議席に座っていただくことになりますので、よろしく願いいたします。

次に、議題2、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いします。

○小金丸総務部長 総務部小金丸です。お願いします。

資料7の目録に沿って、本定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

まず、先議案件でございます。

第1号から第19号までは、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算、第20号は、12月に専決した一般会計補正予算の報告及び承認です。

今回提案する補正予算の一般会計については、国の経済対策等を踏まえた増額補正と今後の執行見込みの精査による減額などを合わせ、総額563億円の増額補正となり、補正後の予算額は9,304億円となります。

次に、条例議案でございます。

第21号は、自動車保管場所標章交付手数料の廃止など手数料条例を改正するものです。

次に、工事関係の議案でございます。

主なものとしまして、新しく契約締結を行うものを説明します。

第22号は八代市鏡町津口・芝口一期地区の、第23号は宇城市小川町砂川地区の排水ボ

ンブ製作据付け工事の契約締結です。

2ページをお願いします。

第27号は、天草市天草町の国道389号、下田南2号橋上部工の契約締結です。

第31号は、大津支援学校高等部実習棟などの増改築工事の契約締結です。

次に、その他の議案でございます。

第32号から第35号までは、専決処分報告及び承認で、いずれも道路管理瑕疵に係る和解及び賠償額の決定でございます。

次に、報告事項でございます。

報告第1号及び第6号、第8号は、職員による交通事故、報告第2号から第5号まで及び第7号は、軽易な工事請負契約の変更、報告第9号は、経営状況の報告です。

3ページをお願いします。

続きまして、後議案件でございます。

第36号から第56号までは、令和7年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の当初予算です。

県政運営の基本方針、くまもと新時代共創基本方針を踏まえ、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」に向けた事業をはじめ、基本方針が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」の実現に向けた取組を加速する様々な事業を盛り込んでおり、一般会計予算の総額は8,448億円となります。

次に、条例議案でございます。

主なものを御説明します。

第57号は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う一般職の職員の給料表の改定並びに各種手当の改定などをするものです。

4ページをお願いします。

第62号は、障害者の社会参加を後押しするための自動車税の減免要件の拡大などを行うものです。

第63号は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取

得期限を、令和9年3月31日まで延長するものです。

第72号から第75号までは、物価高騰の影響等を踏まえ、施設使用料や設備使用料の改定を行うものです。

次に、財産関係の議案でございます。

第81号から第83号までは、社会福祉施設の土地の無償貸付けです。

第84号は、熊本港臨海用地の一部売却です。

第85号は、熊本県青年会館の土地に係る減額貸付けです。

5ページをお願いします。

第86号は、計画関係の議案でございます。本県の産業政策の指針となります熊本県産業成長ビジョンの改定についてお諮りするものです。

次に、その他の議案でございます。

第87号は、包括外部監査契約の締結です。

第88号は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金返還金に係る債権の放棄、第89号は、中小企業振興資金に係る債権の放棄です。

第90号は、令和6年度新規県営工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記の請求です。

第91号は、熊本県育英資金貸与金に係る債権の放棄です。

以上、本定例会には、議決案件91件と報告事項9件、合わせて100件を提出いたします。

なお、今会期中には、人事案件についても追加提案させていただく予定でございます。あわせて、よろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題3を御覧ください。

開会宣告、開議の後、議長諸般の報告がございます。

次に、去る11月定例会において任命同意となりました西山教育委員会委員及び議会の選挙により当選されました高島選挙管理委員、坂口選挙管理委員、竹下選挙管理委員及び福田選挙管理委員の就任挨拶がございます。

次に、永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰及び知事からの感謝状の贈呈がございます。

なお、永年勤続議員表彰の対象は、勤続20年の坂田議員でございます。

次に、議席の一部変更の件が諮られます。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、河津議員、西山議員、岩中議員の予定でございます。

次に、2月19日から3月19日までの29日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第91号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

なお、議案第57号、第58号及び第80号につきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございます。

次に、議案等に対する質疑、これは、知事提出議案第1号から第35号までの先議案件等に対する質疑でございます。

なお、質疑があります場合は、本日正午ま

でに通告書を議会事務局まで提出していただきますようお願いいたします。

次に、知事提出議案第1号から第35号までの先議案件等の委員会付託の件が諮られます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が開会日、2月19日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明申し上げます。

資料8を御覧ください。

まず、3月5日は代表質問でございます。自由民主党瀧上議員、立憲民主連合岩田議員の順で行います。

6日は、午前が代表質問で、公明党城下議員、午後は一般質問で、自由民主党岩下議員でございます。

引き続き、7日、10日及び11日は、一般質問でございます。

7日は、新社会党岩中議員、熊本維新の会星野議員、自由民主党前田敬介議員、10日は、自由民主党立山議員、無所属増永議員、自由民主党杉蔭議員、11日は、自由民主党池永議員、自由民主党河津議員、自由民主党楠本議員という順でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、3月6日の一般質問において、岩下議員から、質問者席から演壇までの移動について車椅子を利用することとし、事務局職員

に介助願いたいとの申出がっておりますので、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、常任委員の選任についてお諮りいたします。

常任委員については、委員会条例第3条第1項の規定により、2月定例会閉会日の前日までの任期となりますので、閉会日に選任する必要があります。

それでは、常任委員の選任について、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、資料9を御覧ください。

常任委員につきましては、従来から割振表(案)を参考に希望を出していただき、議長が会議に諮って指名されております。

各会派等におかれましては、割振表(案)を参考にしていただき、後ほど配付いたします所属希望調を、代表質問初日であります3月5日水曜日までに、事務局へ提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、常任委員の選任については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各会派等におかれましては、常任委員会所属希望調を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題5、議会運営委員の選任につい

てお諮りいたします。

議会運営委員についても同様に、2月定例会閉会日の前日までの任期となりますので、閉会日に選任する必要があります。

それでは、議会運営委員の選任について、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、資料10を御覧ください。

割り振りににつきましては、下段の(注)に記載してございますように、交渉団体の所属議員数に比例案分して算出しております。

これによりますと、自由民主党10人、立憲民主連合1人、公明党1人ということになります。

つきましては、各交渉団体におかれましては、後ほど配付いたします議会運営委員選出届を、3月5日水曜日までに、事務局へ提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、議会運営委員の選任については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各交渉団体におかれましては、議会運営委員選出届を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題6、特別委員会についてでございます。

現在、決算特別委員会を除き、高速交通ネットワーク整備推進、海の再生及び環境対策、地域活力創生の3つの特別委員会が設置されています。

これらについて今後どうするか、自由民主

党から発言の申出がっております。

それでは、吉永委員から説明をお願いいたします。

○吉永和世委員 令和7年度における特別委員会について、自由民主党の提案内容について御説明させていただきたいと思います。

資料の配付をお願いいたします。

(事務局から資料を配付)

○吉永和世委員 今お配りした資料を御覧いただければと思います。

この表の右側にあるとおり、現在3つの特別委員会を設置しておりますが、表の左側にあるとおり、来年度から付託調査事件の一部を下線のとおり変更したいと考えております。

1つ目の高速交通、2つ目の海の再生には変更はございませんが、3つ目の地域活力創生特別委員会については、付託調査事件1のデジタル田園都市国家構想を新たな地方創生に変更したいと思います。

これは、国において、昨年10月に、地方こそ成長の主役との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されたところです。

そのような中、本県でも昨年の11月定例会において、これまでの地方創生の取組の成果と課題、さらには本県を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、県政運営の新たな基本方針であるくまもと新時代共創基本方針の策定について議決したところでございます。

議会としても、この新たな地方創生に係る具体的な施策等について議論を深めていきたいと思います。

以上、国や本県における状況の変化を受け、見直しを行いたいと思いますので、委員

の皆様方にはぜひ御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質疑や御意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、立憲民主連合、公明党も、自由民主党から提案のあった内容のとおりでよいということで一致したようでありますので、そのように取り計らうこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、特別委員の所属変更についてお諮りいたします。

資料を準備しておりますので、ただいまから配付させます。

(事務局から資料を配付)

○内野幸喜委員長 それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、ただいまお配りしました資料を御覧ください。

特別委員会につきましては、従来から、常任委員会と同様に、割振表(案)を参考に希望を出していただき、議長が会議に諮って指名されております。

また、議長を除く全ての議員が、いずれかの委員会の委員に就任する例でございますので、資料の割振表(案)を参考にして、委員を割り振ることになります。

つきましては、各会派等におかれましては、割振表(案)を参考にいただき、後ほど配付いたします所属希望調を、3月5日水曜日までに、事務局へ提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について

質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、特別委員の所属変更については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各会派等におかれましては、特別委員会所属希望調を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題7、有明海自動車航送船組合議会議員についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、資料11を御覧ください。

有明海自動車航送船組合議会議員につきましては、現在の議員任期が本年の5月10日までであり、同組合管理者から任期満了後の組合議会議員の選出の依頼がっております。

議員の選出につきましては、同組合規約により、県議会議員のうちから選挙することとされており、その方法につきましては、これまで地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行っているところでございます。

割り振りにつきましては、中ほどの(注)に記載してございますように、交渉団体の所属議員数に比例案分して算出することとして、今回、自由民主党3人、公明党1人としております。

これは、令和5年4月19日の第1回世話人会において、立憲民主連合及び公明党とも案分が0.5未満となっていたため、両会派の協議により立憲民主連合から1人を選出していたいただいておりますが、今回改めて両会派に確認させていただきましたところ、今回は公明党から選出していただきたいとの御提案を

いただいたものでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、有明海自動車航送船組合議会議員の会派割り振りについては、ただいまの説明のとおり、自由民主党3人、公明党1人としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、有明海自動車航送船組合議会議員の会派割り振りについては、自由民主党3人、公明党1人とさせていただきます。

なお、自由民主党及び公明党におかれましては、後ほど配付いたします推薦名簿を、代表質問初日である3月5日水曜日までに、事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題8、熊本県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

それでは、総務課審議員から説明をお願いします。

○濱田総務課審議員 それでは、資料12を御覧ください。

1ページは条例(案)でございますので、2ページの条例案の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要があるものでございます。

次に、3、内容でございますが、条例において規定しているマイナンバー法の引用条文

が一部改正により条項ずれとなったため、所要の規定の整理を行うとともに、その他規定の整理を行うものでございます。

また、施行日につきましては、3の(1)については令和7年4月1日から、3の(2)については公布の日から施行することとしております。

なお、3ページ以降に改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この条例改正については、議員提出議案として議長宛て提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題9、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

それでは、議事課長からお願いいたします。

○富田議事課長 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)について御説明をいたします。

資料13をお願いします。

1ページは規則(案)の改め文でございますので、2ページの規則案の概要で御説明いたします。

まず、1、規則の名称は、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

2、制定改廃の趣旨につきましては、昨年、政府から全国議長会に対し、配偶者の出産等を標準会議規則の欠席の事由として明文化するよう要請があったことを踏まえ、本県議会においても関係規定を整備するものでございます。

その改正の内容は3に、施行期日は4に記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この規則改正については、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題10、熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

それでは、総務課審議員から説明をお願いします。

○濱田総務課審議員 それでは、資料14を御覧ください。

今回の改正の背景といたしましては、開かれた議会の取組を推進し、住民に対する議会の役割の理解促進に係る取組の強化が求められる中、標準傍聴規則に、子育て世代等が傍聴する上で障壁となっている規定や、規則制定時の社会情勢が反映されたままの古い規定が残っていることから、令和6年10月に標準傍聴規則が改正されたことがございます。

このため、本県においても、標準傍聴規則の一部改正に沿った形での一部改正を行うこととしてはいかがかと考えております。

主な改正点といたしましては、顕著な事情、談論、放歌などの文言が残る規定について、法令で使用された表現に修正するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、第11条では、危険物等の持込禁止規定について、9つある号を5つの号に整理統合し、また、第4項の児童及び乳幼児の傍聴を原則禁止とする規定の削除を、12条では、傍聴人の守るべき事項に係る規定について、8つある号を5つの号に整理統合し、これまで規定がございませんでした携帯電話端末等の使用について明記いたしました。

改正内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表のとおりでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、その

ようにさせていただきます。

次に、議題11、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定についてお諮りいたします。

それでは、議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 それでは、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部改正について御説明いたします。

資料15をお願いします。

委員会傍聴取扱要領については、傍聴規則に準拠した内容となっていることから、先ほどの傍聴規則の一部改正と同様の改正を、3ページ以降の新旧対照表のとおりとしてはいかがかと考えております。

この改正案の施行期日は、2ページに記載のとおり、告示の日からと考えております。

なお、委員会傍聴の許可制につきましては、本県議会では委員会条例に基づき委員長の許可制としているところ、各委員会室の傍聴席の数に限りがあることなどの理由により、引き続き許可制を維持することとしたいと考えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題12、熊本県議会の保有する個人情報情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定についてお諮りいたします。

それでは、総務課審議員から説明をお願いします。

○濱田総務課審議員 それでは、資料16を御覧ください。

1 ページは規程(案)でございますので、3 ページの規程案の概要で御説明いたします。

まず、1、規程の名称は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、個人情報の保護に関する法律施行令及び施行規則の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要があるものでございます。

次に、3、内容でございますが、健康保険証、運転免許証がマイナンバーカードと一体化されることに伴い、個人識別符号の内容が変更になること、また、健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から健康保険証を削除するとともに、その他規定の整理を行うものでございます。

また、施行日につきましては、3の(1)及び3の(3)については告示の日から、3の(2)については令和7年3月24日から施行することとしております。

なお、4ページ以降に改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、その

ようにさせていただきます。

次に、議題13、その他に入りますが、委員の皆様から何かありませんか。

○溝口幸治委員 すみません、事務局にちょっとお尋ねですが、議会と議会の間にある議運ですね、1か月前に。ここの議題は、次の議会の日程を決めるということですよ。基本はそうですね。

それで、その議会の日程を決めるときに、例えば、6月議会は、本議会の最終日にも議運をやるじゃないですか、そのときに決定をしておくということが、規則とか、そういうので可能なのかどうか。そこはどうか。

○富田議事課長 そういうことは、できないことはないと思います。

○溝口幸治委員 ぜひ、委員長、検討してほしいんですが、議会と議会の間の1か月前議運、1年間の平均が多分3分から5分ぐらいなんですよ。この前ちょっと雑談で、池田先生が御出張なさってて、池田先生もオンラインで入ろうと思ったけれども、特別な理由じゃないとオンラインは駄目だということで、池田先生は会議に出れなかったということがありました。

なので、議会の日程だけ決める議運であれば、オンライン参加も可能じゃないかなと思いますし、今事務局に聞くと、1か月前議運で日程をわざわざそこで決めなくても、最終日に決めることができるのであれば、そのやり方も含めて、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○富田議事課長 他県等の事例も調査をした上で、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○溝口幸治委員 ちなみに、その特別な理由、オンラインの特別な理由って、どんな理由じゃないとオンライン参加ができないってなってるんですかね。

○富田議事課長 オンラインの参加要件につきましては、先般の議運で決めさせていただいたとおりの内容でございます。

○波村議会事務局長 具体的に……。

○富田議事課長 委員会条例の11条の2に規定をしておりますとおり、新型コロナウイルス、あるいはその他の事情によって、こちらのほうに来ることができないということで、委員長が認めた場合ということでございまして、それに関しましては、委員長が議長に諮って協議をするというような形で、先般決まさせていただいたところでございます。

○溝口幸治委員 この間みたいな出張でというのは特別な理由にはならない……。

○富田議事課長 そこはもう、委員長が議長に諮って決めていただくという形でさせていただいたところだと思います。

○池田和貴委員 地元の要望で私は上京してたわけですけども。

○内野幸喜委員長 ちょっと検討についてもですね。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、先議の議決日の2月28日金曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、第16回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長